

安全・適正就業だより

号 外

令和2年2月

就業の提供に関する基準が、改正されました！

75歳の年齢制限解除！

施行日 令和2年2月1日

会員の減少、高齢化を理由に就業先が減少することを防ぐため、就業制限が緩和されました。主な内容は、公衆トイレ清掃作業、各地区公民館施設管理業務、各小中学校及び各幼稚園施設管理業務、各保育所及び各児童館施設管理業務、星の子教室施設管理業務、荒川地内市道維持修繕作業の39件の業務について、75歳の年齢制限が解除されました。また、不法投棄管視及び収集業務は、通算5年の限度が加えられました。

改正事項

① 第3条 別表1（連続する就業期間を5年未満とする就業先）下記に掲げる就業先の会員は、通算5年を限度とします。

- 1 みどりが丘工業団地地区センター管理業務
- 2 秩父市福祉女性会館管理業務
- 3 秩父市温水プール管理業務
- 4 秩父まつり会館管理業務
- 5 秩父市勤労者福祉センター管理業務、宮地グラウンド照明移設管理業務
- 6 歴史文化伝承館休日・夜間管理業務
- 7 道路維持課分室管理業務
- 8 スポーツ健康センター施設管理
- 9 キッズパーク管理業務
- 10 秩父市児童交通公園
- 11 まちなか観光パーキング管理業務
- 12 市立病院内案内業務
- 13 市立病院施設管理業務
- 14 いきがいセンター管理業務
- 15 秩父市立荒川図書館事務
- 16 大滝老人福祉センター管理業務
- 17 不法投棄管視及び収集業務←新たに加わりました。

5年間まで！

会館受付



② 別表2（就業を75歳未満とする就業先） ※下記に掲げる就業先の会員は、75歳を迎える1か月前の月末を持って終了することとします。

- 1 橋立浄水場管理業務
- 2 水道施設管理業務
- 3 高篠・大田・西岸施設巡視業務
- 4 別所浄水場管理業務
- 5 皆野浄水場運転管理業務
- 6 荒川地区水道施設巡視業務
- 7 吉田管内水道施設巡視業務
- 8 上吉田高齢者生活支援ハウス管理業務

75歳まで！



③ 第7条 公用車を運転する会員は、毎年1回、センターが行う運転に関する講習会を受講するものとする。

- 不法投棄管視及び収集業務
- 橋立浄水場管理業務
- 水道施設管理業務
- 高篠・大田・西岸施設巡視業務
- 荒川地区水道施設巡視業務
- 吉田管内水道施設巡視業務
- 荒川地内市道維持修繕業務
- 聖地公園草刈作業
- 環境班
- 襖班
- ゴミ運搬班
- その他、シルバーの公用車を使用する者

運転講習会を受けて下さい！



※センターが行う運転に関する講習会とは、現在実施しているドライバードック・安全運転適性診断などを指す。

お知らせ シルバーの全公用車に「ドライブレコーダー」が取り付けられました。

